

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても同様とする。

2 受託者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第4 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき事項は次のとおり。

- (1)個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2)施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3)個人情報を取り扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用
- (4)定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5)個人情報を電子データで持ち出す場合の電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6)個人情報を移送する場合の移送時の体制の明確化
- (7)個人情報を電子データで保管する場合の当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8)私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9)個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10)その他、業務の内容に応じて個人情報保護のために必要な措置

(11)上記項目の従事者への周知

(複写・複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務を行うために委託者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 委託者は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受託者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 委託者は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受託者は、委託契約書第11条ただし書きに基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも順守させなければならない。

(損害賠償)

第13 受託者又は受託者の従事者(受託者の再委託先及び受託者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受託者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、委託者が受託者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受託者は遅滞なく委託者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、受託者による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、委託者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は、契約書本文の定めるところによる。